

介護福祉の変遷と介護福祉教育における使命

花畑 明美 戸敷 早苗

The Transition of Care Welfare and the Mission of its Education

Akemi Hanabata Sanae Tojiki

はじめに

わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。65歳以上の高齢者の人口が国民の約4分の1に達しており、今後も団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年以降は、高齢者のみの単独世帯や夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されており、国民の医療や介護需要がさらに増加することが見込まれている。同時に、多様な生活様式や価値観をもった団塊の世代、多様化・高度化する様々なニーズをもつ人々の介護ニーズに対応できる人材育成が重要である。

そこで、今後の高齢社会を支える中核的な存在となれる介護福祉士を養成する介護福祉教育においては、介護に関する知識・技術の修得は勿論、高齢者・障がい者（児）など様々な対象に対応できるコミュニケーション力や専門職としての倫理観、人間性を養うことが重要であると考えられる。

1. 介護福祉士誕生の歴史的背景と介護福祉士養成のはじまり

人の誕生とともに「生活」は始まり、人は家族や身近な人たちの中で共同体を形成し、共同体の中で助けを必要としている人がいれば世話をしたり、世話をされたり、つまり共助・互助で助け合いながら生活してきた。

わが国の法律に基づく高齢者介護施設のはじまりは、1929（昭和4）年に制定され、1932（昭和7）年に施行された救護法において設けられた養老院である。その後、新生活保護法の制定により、救護施設から保護施設の一つとして位置づけられ、名称も養老施設となった。1963（昭和38）年には、老人福祉法が制定され、老人ホームが常時介護を必要とする高齢者を対象とした特別養護老人ホーム、低所得者層の高齢者を対象とした養護老人ホーム、軽費老人ホームの3つに体系化された。また、特別養護老人ホームの急増により、介護に関して未経験の職員も増えていくなか、介護の担い手となる寮母の研鑽に励む機会として、全国老人福祉施設協会が主催となり基礎的・実践的な内容の福祉寮母講習会が開催されるようになった。

一方、1970年代前半まで施設福祉施策が中心であったが、家庭で介護を担う家族介護者の多くは女性であり、時代の流れや経済の発展、女性の社会進出等の諸条件により家庭だけで介護を担うのは難しい状況になっていった。日本で最初に家庭奉仕員派遣制度を実施したのは、1956（昭和31）年、長野県の上田市、諏訪市などの13市町村の「家庭養護婦派遣事業」がはじまりであった。その後、1958（昭和33）年には、大阪市が「臨時家政婦派遣制度」を創設。続いて、東大阪市、名古屋市、神戸市、東京都が実施し、多くの地域でこうした活動が始まり、この実績を踏まえ、1963（昭和38）年に老人福祉法が制定され、老人家庭奉仕員制度が制度化された。また、急速な高齢化が進むなか、介護を必要とする高

齢者の生活困難は社会問題となっていき、在宅での介護需要に対応するため、家庭奉仕員の拡充が図られるようになった。しかし、当時の介護従事者による介護とは、それまでの長い歴史のなかで培われた勘や経験による行為であり、専門的に定められた教育機関等で教育を受け、資格を得て介護業務に就くという仕組みではなかった。このように、専門的なサービスとしての「介護」の歴史は長くはなく、介護は誰にでもできる容易な仕事、素人でもできる仕事という認識でしかなかった。

わが国の高齢化率(図1)は、1950(昭和25)年には4.9%であったが、1995(平成7)年には14.6%、2010(平成22)年には23.0%となり、将来推計では2025(平成37)年には30.3%、2050(平成62)年には38.8%に達するものと推計されている。このように少子高齢化が急速に進み、高齢者介護の問題が深刻に取り上げられるようになり、特に施設や在宅における介護人材不足が社会問題としてクローズアップされるようになった。また、人々の生活設計や生活パターンも変化と介護の社会化により、福祉ニーズの多様化が進むなか、福祉サービスの質を担保する専門職の必要性について議論されるようになり、資格制度の確立も重要な課題であることから、1987(昭和62)年5月、介護サービス従事者の資質の向上と養成確保を目的とした「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定・公布され、「介護福祉士」という国家資格が誕生した。

このように、介護現場では養成施設を卒業した介護福祉士国家資格を有する若者と、経験豊富な無資格のベテラン職員が混在するようになり、突然現れた「介護福祉士」に対する大きな戸惑いもあった。また、介護福祉士養成施設卒業者の採用についても否定的な姿勢を示す経営者も多く、法施行直後は、有資格者であるが故に就職活動に支障が出るといった時期もあったが、介護福祉士養成施設の卒業生が就職し始めて4～5年が経過する頃には、3年以上の実務経験による介護福祉士国家試験合格者が次第に増加し、介護福祉士の名称に対する社会の認知度も少しずつ高まると同時に、措置制度時代の公務員並みの待遇で介護現場の労働条件の安定もあり、福祉施設への就労目的の為、介護福祉士養成施設への進学希望者が増加した。そして、1988(昭和63)年4月に、一定の知識と技術をもった人材育成と確保が急務であることを背景に、全国で24施設25学科の介護福祉士養成施設が開設された。その後も高齢化の進行に伴う要介護者の増加により、介護福祉士養成施設の新規設置はとどまることなく続いていった。

しかし、2000(平成12)年の介護保険制度導入(措置から契約)により、福祉施設等は施設経営上の不安から人件費の抑制に着手するようになり、公務員並みの待遇に陰りが出はじめることとなった。その後、2005(平成17)年に介護報酬の下方修正が一層の人件費の抑制となり、そのことが社会福祉職へ就労意欲を衰退させる大きな要因となっていった。更に、全国的な不況の影響や少子化による介護福祉士養成施設への入学者の減少と重なり、定員割れや募集停止に至る養成施設も出てきた。そのような状況の下、2016(平成28)年10月現在377ある介護福祉士養成施設では介護福祉学を体系的に学んだ人材を介護の現場に送り出す役割を果たしている。

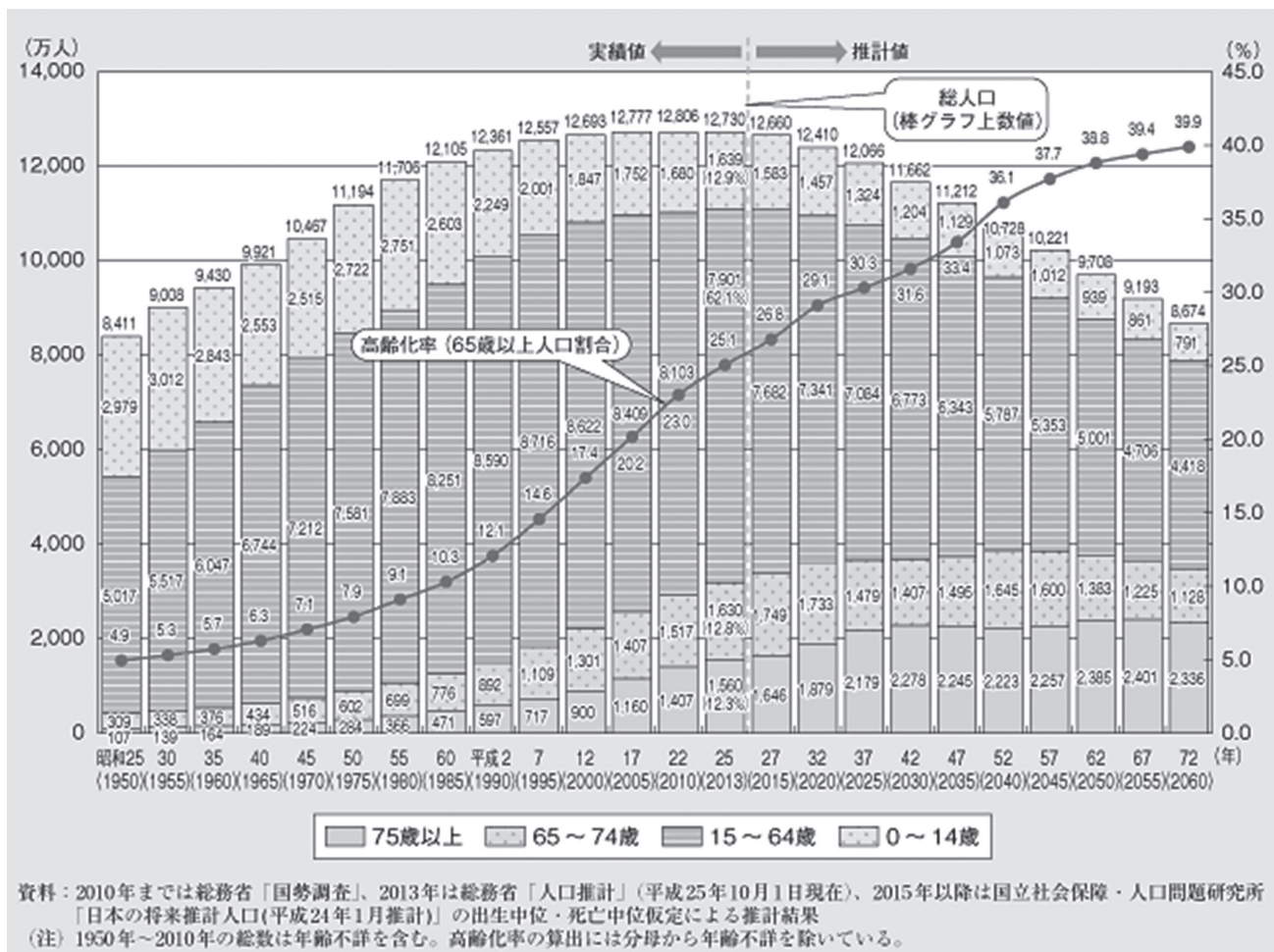


図1 高齢化の推移と将来推計 (引用資料) 内閣府 HP：「高齢化の推移と将来推計」¹⁾より

2. 介護人材を取り巻く社会状況

社会福祉士及び介護福祉士法が1987（昭和62）年に制定されてから四半世紀が経過し、平成27年度までに1,408,533人の介護福祉士が誕生している。昭和22～24年生まれの団塊の世代の人たちが75歳になる2025（平成37）年には、65歳以上の高齢者数は3,657万人になると予測されている。また、同時に団塊の世代が後期高齢者となり、その後も75歳以上の人口は増加傾向にあり、今後も介護需要の増加とともに認知症高齢者や障害、難病、喀痰吸引等をはじめとする医療依存度の高い要介護者の増加が考えられる。そのため、2025（平成37）年には、212～255万人の介護人材が必要であると推計されており、今後、約38万人の介護職員を育成・確保する必要があると試算されている。

近年の介護福祉士資格取得者は右肩上がりに増加しているが、介護福祉士として登録された者のうち、介護現場で介護職として従事している者は介護福祉士登録者数と介護職の従事者数の推移（図2）からもわかるように、約6割程度に留まる。また、介護福祉士登録者全体に占める養成施設卒業生の割合についても年々減少傾向にあり、このままでは介護福祉学を体系的に学び、専門的な介護を実践できる人材の供給と共に介護の質の担保が危惧される。

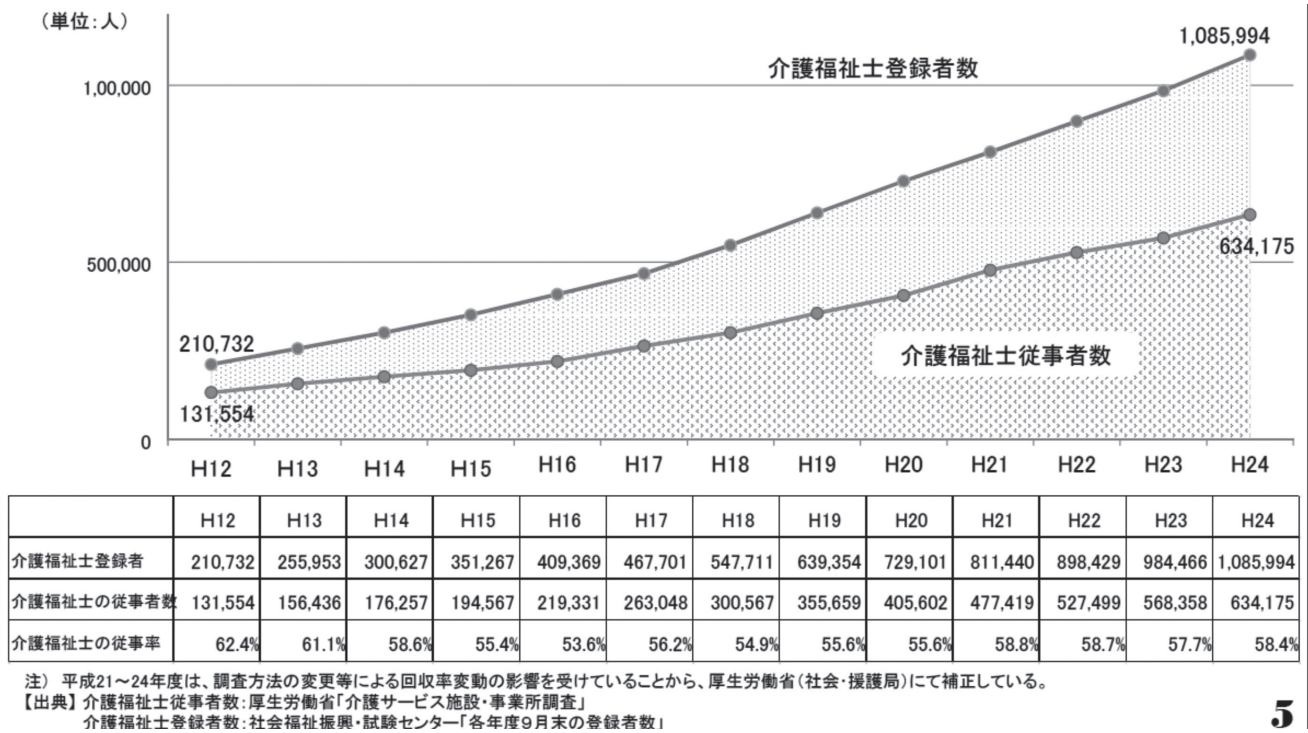


図2 介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

(引用資料) 厚生労働省 HP: 社会・援護局「第1回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成26年10月27日)」²⁾より

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を目途に、認知症や重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、尊厳と自立した生活ができるよう地域包括ケアシステムの構築の実現を推進している。花畑(2014)は、地域と介護との関係性について「かつての住民の多くが移動性の少ない環境のもとで定住生活を送る社会では、地域社会は社会的統一をもっていた。そこには、近隣の目の優しさと厳しさからつくり出される共同体規範が機能する社会が誕生・形成される。しかし、近代社会では、産業化や都市化を通じて、家族の多様化と世帯の小規模化が進み、ひとり暮らし世帯と高齢者のみの夫婦世帯の割合が急速に増加している。加えて、認知症高齢者や寝たきりの高齢者・障害者を介護する家族も増加している。福祉政策は、従来の特別養護老人ホームなどの施設ケア中心から在宅ケアの重視へと転換しており、多くの人々は、できる限り長く住み慣れた地域で、親しい友人や家族あるいは近隣などのインフォーマルなネットワークのなかで、障がい者や高齢者、児童などいろいろな人たちと一緒に生活している。その中で、介護を考えていかなければならないので、対象が幅広いことが施設との大きな違いである。つまり、様々な対象者に対する支援能力を身につけなければならない。そこで、介護が必要な人が自宅のある地域で、どのようにすれば今までの暮らしを継続していけるか、そこをどのように支えていくかが課題となる。

在宅介護では、その人の生活歴をきちんと把握し、利用者のできない部分を介護するだけでなく、家族や地域との関係性なども視野に入れて、その人の生活全体を支援することが重要である。そのためには、その人のニーズを引き出すための洞察力、多様な障害への対応能力、短期から長期にわたって関わる中で、状態の変化によりニーズも変わるので、その変化するニーズに的確に対応できる能力が問われる。また、段階に応じて、様々な専門職といかに関わるかという能力も施設とは違う意味で必要にな

る。」³⁾と指摘している。このように、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう地域全体で介護を支えるためには、医療・保険・福祉職等が一体となり連携を図ることが重要である。同時に地域の介護を担う中核的な存在となる介護福祉士は、一層専門職としての自覚をもち、多職種との連携を深めるためのコミュニケーション力や倫理観を養ったうえで活躍することが期待されている。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

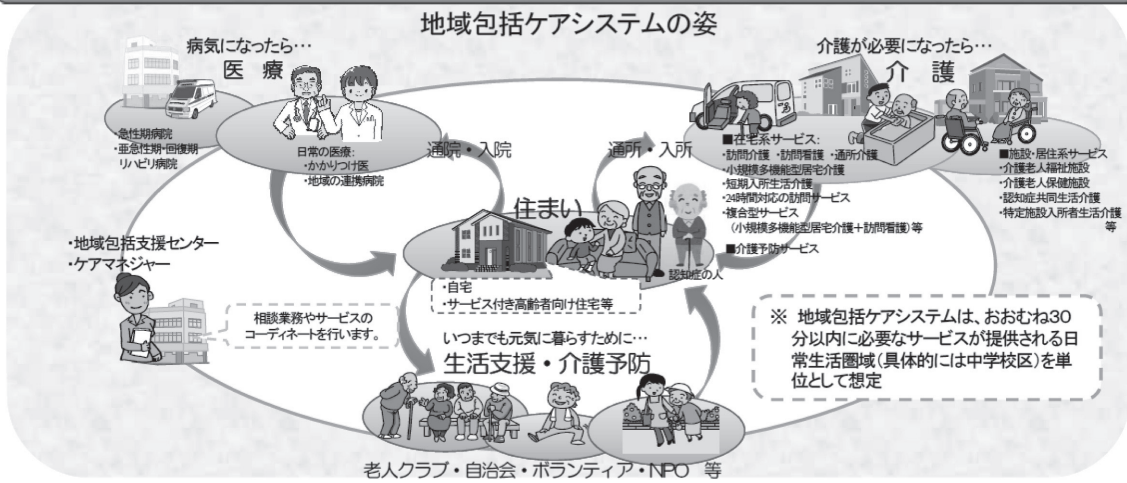


図3 地域包括ケアシステム (引用資料) 厚生労働省 HP:「地域包括ケアシステム」⁴⁾より

3. 団塊の世代と求められる介護福祉士の質

団塊の世代(昭和22～24年生まれ)が生きてきた時代とは、第二次世界大戦直後の終戦から2～4年が経過した1947～1949(昭和22～24)年に生まれ、第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。日本経済においては、戦後の深刻な食糧不足や社会的な混迷期も過ぎ、小学校から大学までの学生時代は高度経済成長期に当たり、高学歴が進み進学や就職で地方から大都市圏に流入し、人口の都市集中化が進んだ。そのため家族形態が変化し核家族化していき、家族形態の小規模化が進むと同時に、単身世帯や高齢者世帯が増加、女性の社会進出による家族介護力の低下が進んでいった。

このように、高度経済成長期、オイルショック、バブル景気、バブル崩壊、リーマンショックなど戦後めまぐるしい経済成長を遂げた時代を生きてきた団塊の世代の人々の暮らし方や価値観は多様化している。そして、現在団塊の世代の人々が65歳以上の高齢者となり、介護を要する世代に達している。このことは、介護を担う介護福祉士はじめ介護福祉職の介護のあり方についても考えを改める時期であるといえる。

平成24年度「団塊の世代の意識に関する調査結果」における「要介護となった場合に希望する生活場所(図4)」では、「自宅」が38.2%で最も高く、次いで「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」16.1%、「病院などの医療機関」12.4%、「介護老人保健施設」8.6%の順になっている。また、要介護となっ

た場合に希望する介護者では、「配偶者」が40.7%と最も高く、次いで「施設や病院等の職員・看護師等」18.7%、「ホームヘルパーや訪問看護師等」15.5%となっている。これは、長年頑張って働き続けて手に入れた住み慣れた我が家でできる限り長く住み続けたいという思いと子世代には決して迷惑をかけることはできないという思いが現れた結果であるといえる。介護福祉士はじめ介護福祉職に従事する者は、要介護者のそのような思いをしっかりと受け止め、要介護者の望む生活を支えるとはどういうことなのかをしっかりと考えることが重要である。

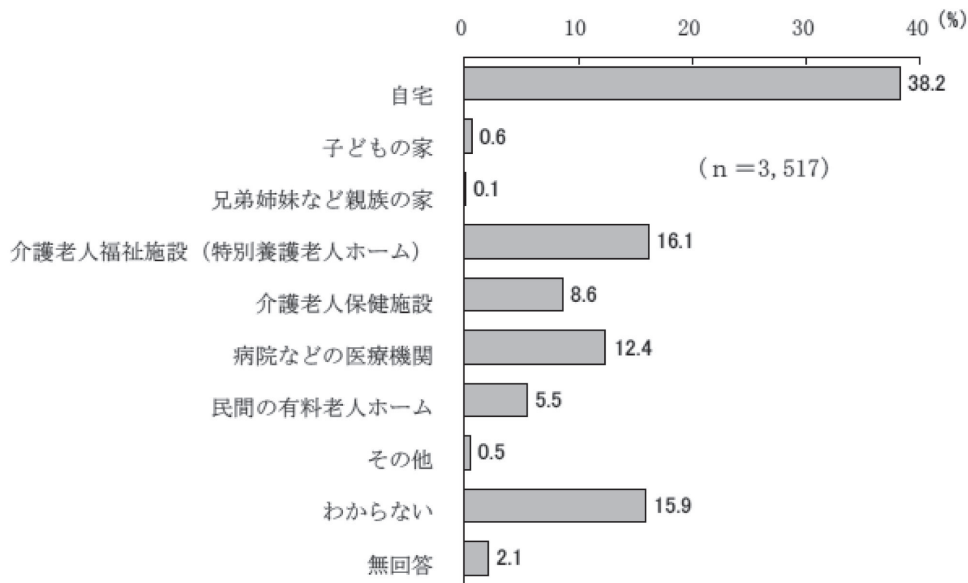


図4 要介護となった場合に希望する生活場所

(引用資料) 内閣府 HP：平成24年度「団塊の世代の意識に関する調査結果」(概要版)⁵⁾より

一方、社会福祉士及び介護福祉士法が1987(昭和62)年に制定され、介護福祉士という国家資格が誕生して四半世紀が経過した。介護の専門職である介護福祉士は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設をはじめとする高齢者・障がい者介護施設や在宅で生活する要介護者の生活を支える専門職として幅広い職域で活躍している。しかし、調査の結果からも、できるだけ住み慣れた我が家で生活したい、かつ、平成24年団塊の世代の意識に関する調査(2013)「要介護となった場合に希望する介護者(図4)」結果より、要介護となった場合にも介護の専門職ではない配偶者の世話になりたいと思える者が約4割に達していることについて重く受け止める必要がある。これには、介護の専門職である介護福祉士はじめ介護福祉職の行う「介護」について、まだまだ社会的認知が低いこと、社会に信頼される専門職になれていないということが言えるのではないだろうか。その背景には、高齢者・障がい者虐待問題、介護福祉士資格方法の複数化、介護人材の量的確保と資質の向上の両立に課題を抱えているため、知識・技術は勿論、対人援助職としての接遇や倫理教育など、専門職としての根幹となる部分について教育の機会がないことが原因であると考えられる。特に、介護福祉士はじめ介護福祉職というのは、名称独占の国家資格であり、医師や看護師等のように業務独占の資格ではなく、法で定められた専門的な介護行為が存在するわけでもない。そこで、介護福祉士が国家資格であることの意味や社会に期待されていることについて考える必要がある。

1994（平成6）年に介護福祉士の職能団体である日本介護福祉士会が資格を有するすべての介護福祉士が目指すべき専門性と職業倫理を明文化した日本介護福祉士会倫理綱領（1995（平成7）年11月17日宣言）がある。「前文 私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。（中略）ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。」⁶⁾とある。このことは、介護に従事するすべての者が特定の人たちだけを介護サービスの対象とするのではなく、どんなに重い障がいを持つ人であれ、誰もが公平・公正に一定の質が保たれた尊厳ある暮らしを保障するための介護・福祉サービスを提供しなければならないことへの自覚をもつことの重要性を改めて自覚する必要があると考える。

2025（平成37）年には、75歳以上の後期高齢者の人口が65～74歳までの前期高齢者の人口を上回り、その割合は57.0%にも達する見込みとされており、この後の高齢者の代表的な世代となる団塊の世代は、これまでの高齢者とはかなり異なったものになると推測されている。それは、平成24年度「団塊の世代の意識に関する調査結果」内閣府（概要版）の「生きがいを感じる時（図5）」（「趣味に熱中しているとき」47.7%が最も多く、次いで「子どもや孫など家族団らんするとき」47.6%「旅行にいつているとき」39.5%、「友人や知人と過ごしているとき」35.3%「仕事に打ち込んでいるとき」33.0%、「夫婦団らんするとき」32.8%の順になっている。）にもあるように、団塊の世代の人々をはじめとするこれからの高齢者に対しては、個人個人が個性的で多様な人生を送ってきたことや個人が育ってきた環境や生活背景を考えること、自分たちの生活を重視しながら子世代に介護の負担をかけたくないという価値観が増加してくることを考慮して、これまでの生活スタイルを壊さずに個人の尊厳が保たれた介護サービスの提供がより重要になると考えられる。

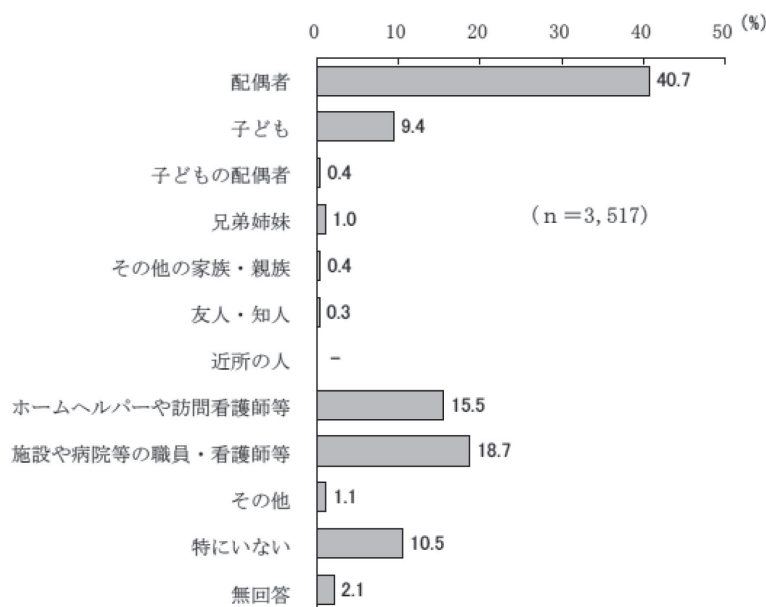


図5 要介護となった場合に希望する介護者

(引用資料) 内閣府 HP：平成24年度「団塊の世代の意識に関する調査結果」（概要版）⁷⁾より

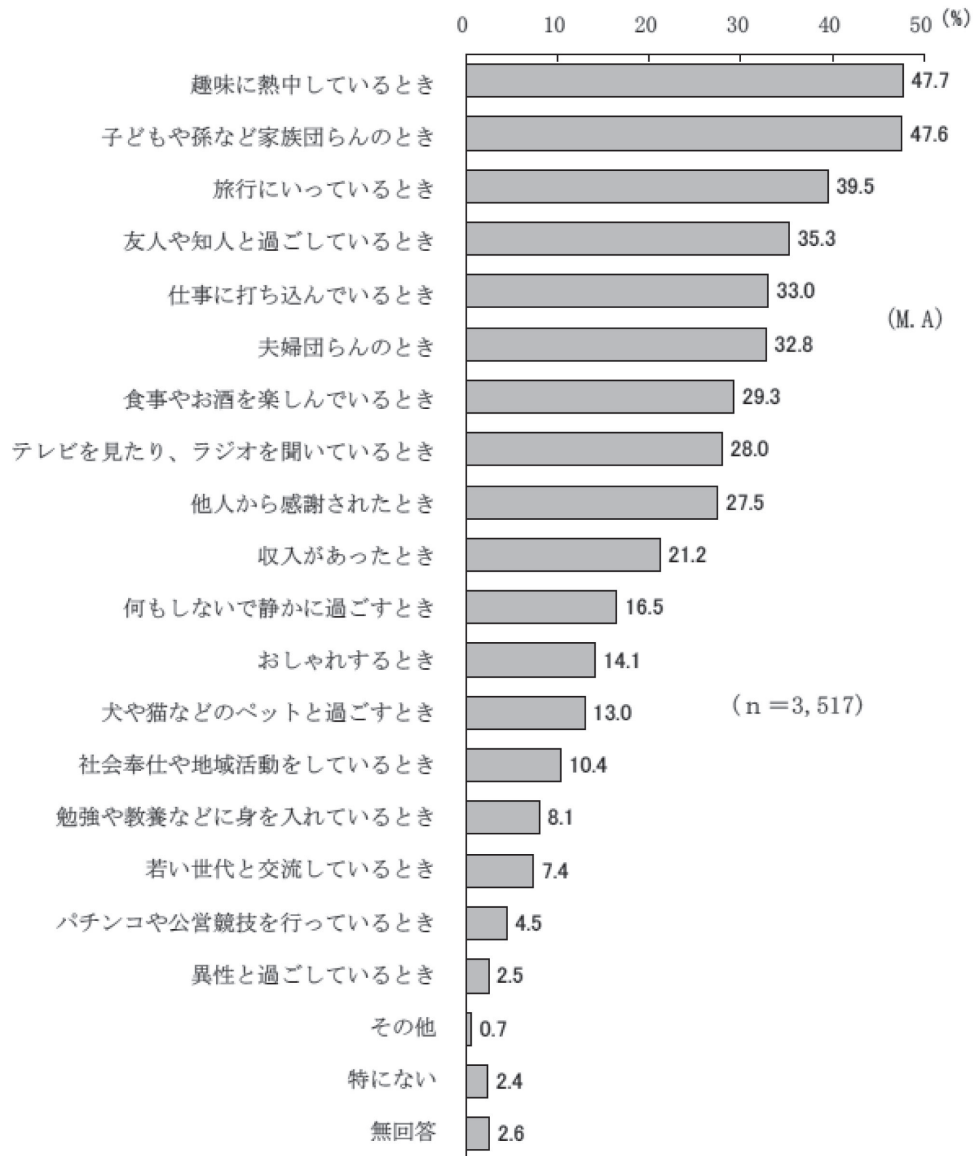


図6 生きがいを感じると

(引用資料) 内閣府 HP: 平成 24 年度「団塊の世代の意識に関する調査結果」(概要版)⁸⁾より

4. 介護福祉士養成教育の見直しと国家試験導入

1988 (昭和 63) 年 4 月から介護福祉士の養成教育が始まり、約 30 年が経過した。

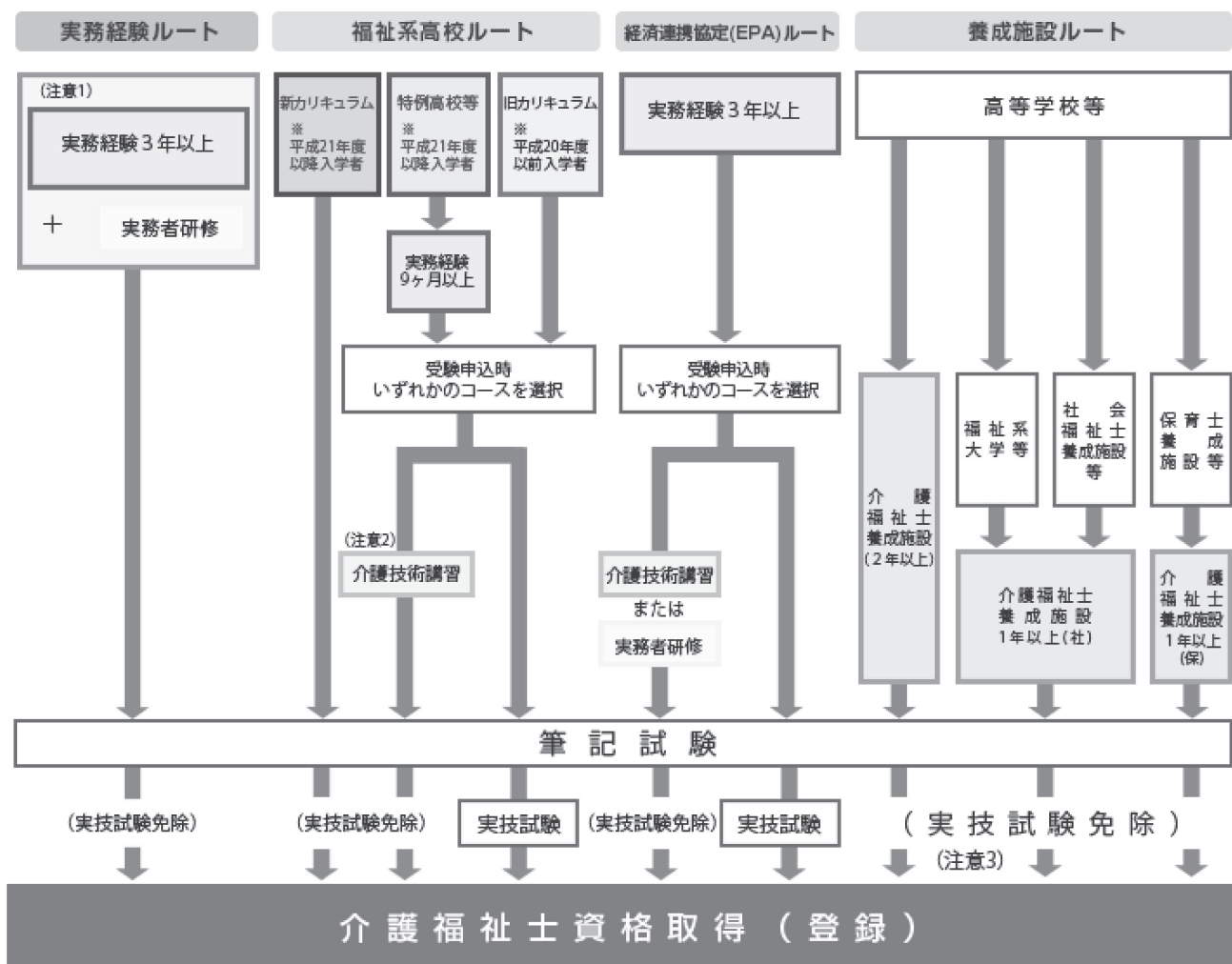


図7 介護福祉士資格取得ルート図

(引用資料) 社会福祉振興・試験センター HP : 「資格取得ルート図」⁹⁾より

1987 (昭和 62) 年 5 月、社会福祉士及び介護福祉士法が制定された。当時、高齢化が進行する中、核家族化や介護に対する扶養意識の変化等に伴い、在宅で介護を必要とする人々が増加する一方で家庭における在宅介護能力の低下がみられるようになり、重要な課題となっていた。そこで、在宅介護の充実強化を図るため、また、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的知識や能力を有する人材が必要であるという理由から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定に伴い介護の専門職としての介護福祉士が誕生した。「社会福祉士及び介護福祉士法」の第 1 条 (目的) では、「この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めている。第 2 条第 2 項 (定義) では、この法律において「介護福祉士」とは、第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと (以下「介護等」をいう。) を業とする者をいう。」と定められた。これは、介護を必要とする人々に対し身体介護を中心とした介護サービスを提供するための知識・技術を学び修得することが、専門職としての介護福祉士に求められることであるというように解釈できる。

その後、社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてからちょうど 20 年が経過した頃、認知症高齢者の

増加による従来の身体介護にとどまらない成年後見、権利擁護などの業務の拡大による新たな介護サービスが求められるようになっていった。また、医療依存度の高い高齢者の増加、障害者自立支援法の制定等を背景に、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに的確に応えることができる質の高い人材が求められるようになり、2007（平成19）年12月に社会福祉士及び介護福祉士法が改正、公布されることになった。

そして、2007（平成19）年の「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」では介護福祉士の定義の見直しがなされ、「入浴、排せつ、食事その他の介護」などを行うことを業とするとなっていたのが、「心身の状況に応じた介護」に見直された。併せて、義務規定においても見直しがなされた。1987（昭和62）年の法制定当初は、信用失墜行為の禁止（第45条）、秘密保持義務（第46条）、連携（第47条）を定めていたが、2007（平成19）年の法改正においては、連携（第47条）についての見直しの他、新たに誠実義務（第44条の2）、資質向上の責務（第47条の2）が加えられた。連携（第47条）については、改正前は「医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない」されていたのが、「福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない」とされ、医師その他の医療関係者のみにとどまらず、福祉サービスにかかわるすべての人たちとの多職種連携が大切であることが明記された。誠実義務（第44条の2）については、介護福祉士の姿勢について個人の尊厳を保持し自立支援を目指した介護を行うこと、また、資質向上の責務（第47条の2）については、介護福祉士の資格取得後も自己研鑽をしていくことが、専門職として大切であることが明記されている。このような経過を経て、介護福祉士の資格取得方法には、①厚生労働大臣が指定する介護福祉士指定養成施設等において必要な知識及び技術を修得して資格を取得する養成施設ルート、②3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する実務経験ルート、③福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する福祉系高校ルートの大きく3つのルートがあった。しかし、2007（平成19）年12月社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正する法律が施行され、その中で介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、介護福祉士の資質向上を図る観点から、すべての資格取得ルートにおいて、一定の教育プロセスと国家試験を課すことが示された。しかし、この見直しについては、介護人材の量的確保が困難になることへの懸念、社会福祉士及び介護福祉士法の改正による、介護福祉士等による喀痰吸引等の円滑な施行に向けての準備期間の確保が必要であることから、過去2回の施行延長がなされてきた。このような経緯を踏まえ、介護福祉士資格取得方法については、養成施設卒業者も2022（平成34）年度以降の卒業生は国家試験を義務化することとなった。ただし、2017（平成29）年～2021（平成33）年度卒業生の国家試験は任意とし、不合格・未受験でも卒後5年間は暫定的に介護福祉士資格が付与されるなどの措置が図られることとなった。

今回の見直しについては、介護福祉士を介護人材の中核的な役割を担う人材として位置づけて、さらなる資質の向上を図ること、また、介護人材の機能分化を進めることにより、社会的評価の向上については介護人材の量的確保に寄与するものと考えられている。

介護福祉士養成においては、1988（昭和63）年の介護福祉士養成教育の開始以降、養成施設数と資格取得者数の大幅な増加により量的には順調に推移していたものの、保健・医療との連携の必要性や介護保険導入に伴う介護支援サービスの実施、多様な事業所による在宅サービスの提供等に対応できる人材の育成が求められるようになった。そして、介護福祉士養成教育がはじまり10年が経過した頃、2000（平成12）年に教育課程の改正がなされた。主に「教育時間数の増加」「教育内容の充実」の2点が見直された。教育内容の充実を図るための主なポイントとして、「①介護保険制度およびケアマネジメントの関する内容、②保健医療分野の専門職との連携に必要な医学的知識の強化、③人権尊重、自立支援等の

社会福祉の理念、コミュニケーションに関する内容の強化、④居宅での介護実習の必修化、⑤介護過程の展開方法を追加¹⁰⁾が挙げられている。さらに、これまでの身体介護を中心とした介護ではなく、認知症高齢者をはじめとする要介護者の心理的・社会的側面や「その人らしさ」を支える介護の実践ができる知識・技術の修得や個々の介護ニーズに応じた介護サービスが提供できるスキルが求められるようになった。そのような背景のもと、2007(平成19)年に介護福祉士養成における教育体系の再編がなされた。改正後の新カリキュラムの構成の特色は、生活における自立の考えに基づいた生活を支えるための「介護」を中心に、介護をバックアップするために必要な周辺知識として、介護を学ぶための基礎となる教養や倫理態度の涵養に資する「人間と社会」、多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域からなっている。このように、介護に必要な周辺知識についての学びを介護実践に結び付けられるよう、各専門領域の統合が必要であることからこのような領域別体系への転換がなされた。

- 介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、
- その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
 - 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
 - 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」
- の3領域に再構成する。

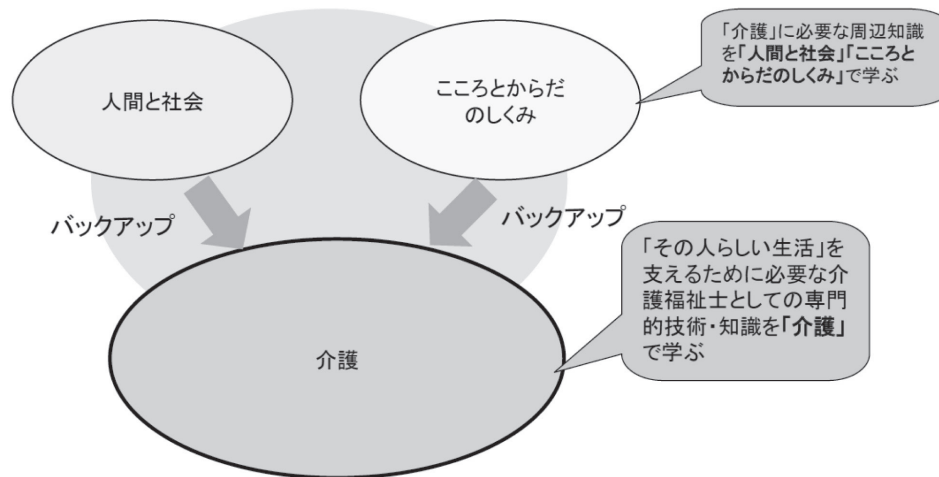


図8 介護福祉士養成カリキュラム教育体系3領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」
(引用資料) 厚生労働省 HP:「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」¹¹⁾より

介護福祉士が介護の専門職として目指すべき目標(課題)といえる「求められる介護福祉像(12項目)」が示された。併せて介護福祉士養成施設が目指すべき教育・養成の到達目標として「資格取得時の到達目標」が示され、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を身につけ、現場経験を積みながら、将来的に目指すべき目標として「求められる介護福祉士像(図9)」が掲げられている。介護福祉士養成における「資格取得時の到達目標」には、介護の実践にあたっての基礎的な知識・技術の習得については勿論、その他、他者に共感し相手の立場に立って物事を考えられる姿勢や介護サービスを提供するチームの一員として参画する能力を養うこと、認知症をはじめとするあらゆる対象との言語的、非言語的コミュニケーションスキルや職業倫理を身につけるといった項目が示されている。これ

は、養成施設における知識・技術面の学びについては、介護実践において最低限必要となる基本的内容を修得し、現場で働き始めてからも経験を重ねながら日々学び続ける姿勢をもつこと、自己研鑽に努めることが大切である。しかし、知識・技術面以外で要介護者の尊い命、その人らしい生活を支える上での根幹となり、介護の専門職として身につけなければならない生命倫理や職業倫理等の倫理観を培うことがいかに重要であるかということを示していると言える。

そして、この「求められる介護福祉士像」は、2006（平成18）年から経済産業省が提唱している、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要となる基礎学力や専門知識を運用するための基礎的な力「社会人基礎力（図10）」（「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」の3つの能力（12の能力要素）から構成されている）と共通するとも言える。

なぜならば、介護の実践においては、一人ひとり異なる状態像の異なる要介護者の心身状況や障害の程度を理解するために、医学的な知識に関する学びが必要である。また、一人ひとりが望む介護サービス提供のためには、社会制度をはじめとする多様な介護サービスに関する知識が求められる。さらに、個人の生活様式や背景等を把握した上で、個々のニーズを導き出し、専門職が行う介護サービスとして適切かどうかを判断したうえで、根拠に基づいた適切な介護が求められることから、社会人基礎力は介護分野においても共通する重要なことであり、介護福祉職において社会人一般に求められるスキルを身につけることは大切なことであると言える。

養成の目標

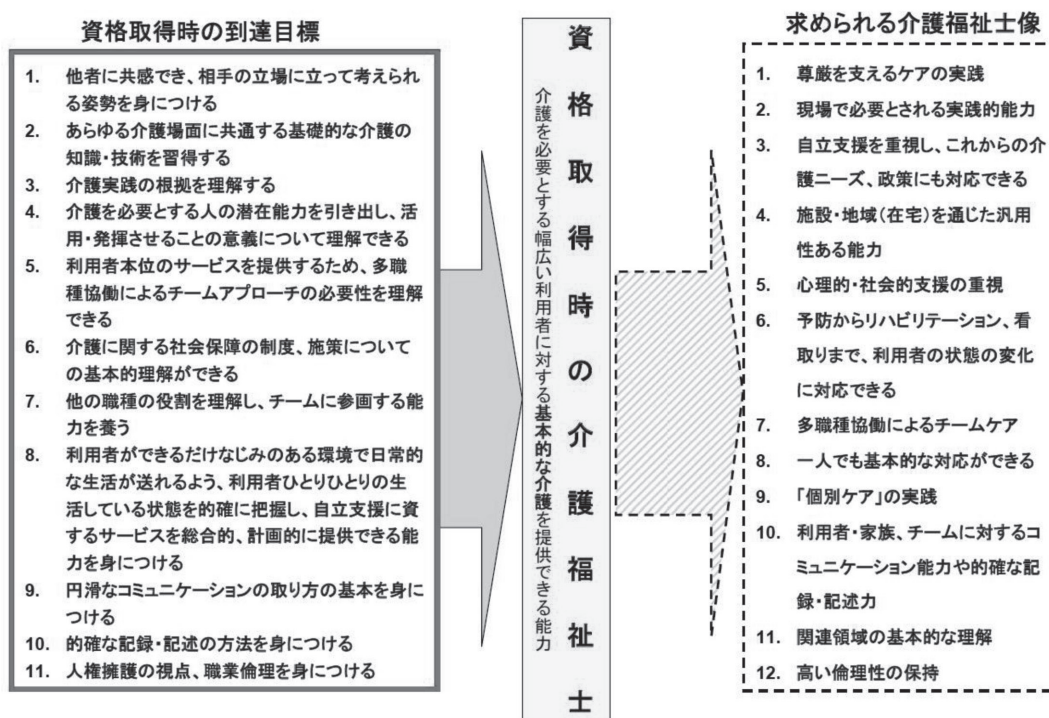


図9 介護福祉士養成における 介護福祉士資格取得時の到達目標と求められる介護福祉士 (引用資料) 厚生労働省 HP : 「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」¹²⁾ より

<能力の全体像>

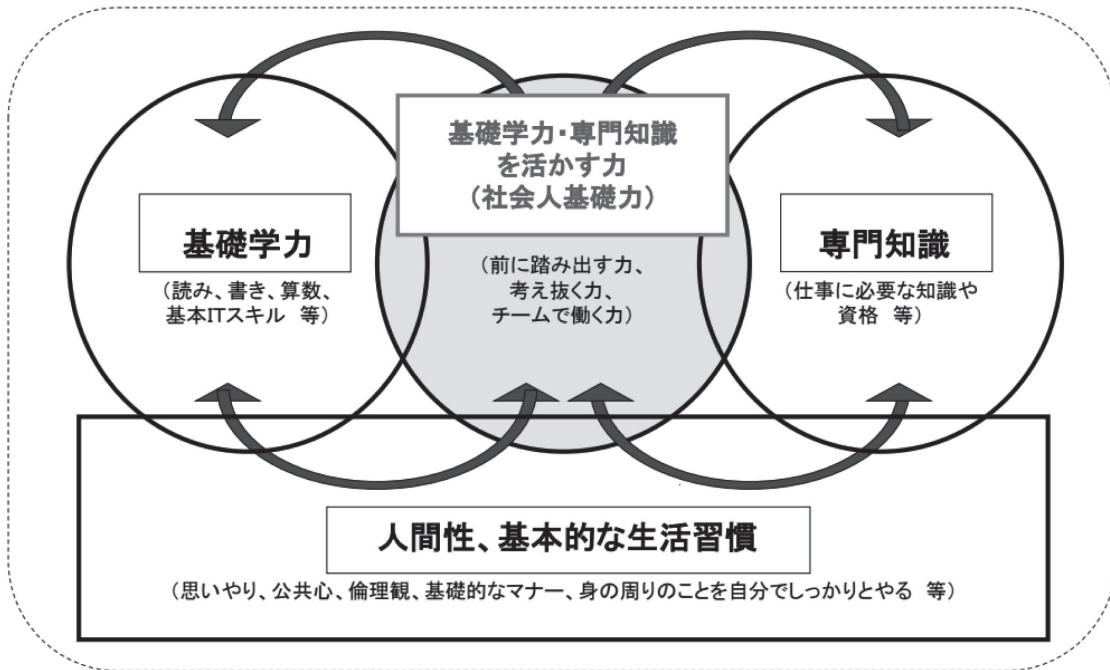


図 10 社会人基礎力「能力の全体像」

(引用資料) 経済産業省 HP : 「社会人基礎力 <能力の全体像>」¹³⁾より

5. 建学の精神「礼節・勤労」に基づく福祉人材の育成

学校法人宮崎学園における、礼節を重んじ、勤労を尊ぶ建学の精神「礼節と勤労」を教育理念とする教育活動を行っている。建学の精神「礼節・勤労」について、「礼節の基本は、自他の人間性を尊重することにあります。したがって、礼節とは、人が互いを思いやり、自分を大切にするとともに他者を重んずる精神の現れであるといえます。また、複雑な現代社会において、民族・宗教・国家の違いを超えてお互いを認め合う必要があることから、平和で幸福な社会を築くための基本となる精神であるといえます。」¹⁴⁾とある。「勤労とは、心身を労して勤めに励むことであり、何事においても意を尽くし、力を尽くし努力することです。人類が今日まで築いてきた秩序ある社会と文化は、勤労のたまものであり、勤労なくして社会の繁栄と発展は存在しえないのです。したがって、勤労とは、困難を克服し、仕事を愛し成し遂げていく精神の現れであり、新しい文化を創造し、人類の繁栄を築いていくことの根本条件であるといえます。」¹⁵⁾とある。

介護に実践においては、一人ひとりの要介護者の状況に応じた個別の介護行為に関して根拠を説明できる力が求められる。また、その介護行為とは決して機械的な行為でも困難になった生活行為についてただ本人に代わって手を出すだけの行為でもない。専門的な介護サービスとは、要介護者のできる限りの力を見極めてそれを生活場面で活かせるように必要な場面で必要な支援を行うこと、自立した生活が送れるよう生活環境を整えること、人としての尊厳を保ち、その人なりの「誇り」を傷つけないような介助を行うことなど、常に利用者の立場に立って物事を考える共感的姿勢が大切である。これは決して表面的に目に見える手技的なものではなく、相手の表情やしぐさなどから相手の喜び、悲しみ、辛さ、寂しさなど心を理解しようと受容的な関わりをもち、心ある介護をすることが求められる。そうするこ

とで、要介護者と介護者との信頼関係ができてはじめて介護の専門職への信頼やひいては介護福祉士の社会的評価の向上にも繋がると考える。これは建学の精神「礼節」の自他の人間性を尊重し、人が互いに思いやり、他者を重んずる精神に通ずると言える。また、介護現場においては一人ひとりの利用者の生活の質の向上のために様々な課題に対して介護チームで話し合い、時には多職種との相談・連携のもとに解決方法を導き出したり、また、ある時には要介護者との関わりの中で自分の感情をぐっと抑えて目の前の対象と向き合ったりしなければならない場面などがある。まさに、このことは心身を労して、困難を克服すること、仕事を愛し成し遂げる「勤労」の精神に繋がると言える。

また、本学の建学の精神に通ずることとして、小学校、中学校の教育課程がある。青木(1995)「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。」¹⁶⁾そして、その内容は、4つの視点によって分類され、青木(1995)「1 主として自分自身に関すること。2 主として他の人とのかかわりに関すること。3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。」¹⁷⁾とある。つまり、これらの視点が、本学の建学の精神「礼節・勤労」で掲げていること同様、自分や他人、そして、集団や社会での関わりで重要であると考えられる。

介護実践における礼節教育の重要性

本学、専攻科(福祉専攻)では、例年年度はじめの時期に年4回の実習で行う実習施設・事業所の実習指導者を対象とした実習指導者会を実施している。会では、前年度の施設・事業所の実習受け入れ体制や学生の実習取り組み状況についての意見交換、実習指導要項に基づいての一年間の実習の流れや記録物の説明、実習指導のポイント等、養成施設の教員と全実習施設・事業所の実習指導者とが一同に集まり意見交換を行うことができる貴重な機会となっている。その中でも、例年多くの施設・事業所から高い評価を頂いているのは、実習先での学生の礼節面である。本学では、4月に入学して約1ヶ月が経過した頃、まだ介護についての学びもスタートして間もない時期に、1回目の実習(実習I:10日間)を行っている。実習評価の中には、利用者を前にすると自然と腰を下ろし、目線を合わせ、温かい眼差しで誠実に利用者に向き合う学生たちの姿を見て、「利用者・職員など誰に対しても気持ちよく挨拶ができ大変好感がもてた」「認知症や会話が難しい利用者に対しても根気強く丁寧に関わろうとする姿が見られた」「指導・助言に対して素直に聴く姿勢を持ち、すぐに改善を図ろうとする姿勢が見られた」など、実習生としての謙虚に学ぶ姿勢や、利用者に対する敬いの心、実習指導者をはじめとする職員の方々に対する礼儀など、礼節面においてはこれまでも高い評価を得ている。

花畑・戸敷(2010)では、「介護実践においては「人間の尊厳」について考え理解することが基本であり、そのことが介護福祉士の行動規範となる価値観・倫理観を形成すると考える。また、現在多くの家庭が核家族化している状況の中で、介護職を目指そうとしている学生や若者に、高齢者と接し高齢者を理解する生活体験をふまえて、人間の尊厳についてどのように学ばせるか、そのベースになる知識・教養をしっかりと身につけさせることが重要である。

その中で「尊厳」とは、教える、学ばせるということより、介護福祉士として介護の仕事に従事するうえで、相手の意思を尊重すること・感じる事・考えること・感じたまま伝えること等が、利用者のQOLを高めると同時に介護者自身のQOLも高まると考え、倫理(尊厳・自立・自律等)に根差した教育実践の工夫が求められる。また、そのことは教育する側にも求められることであり、普段の学生との関

わりにおいても、学生自身が大切にされ認められる体験を積み重ねることで、学生も相手に尊厳をもって接することができるようになると思う。」¹⁸⁾と述べた。

また、実習先から本学への要望として、「施設・学校と協力してよい人材育成をしていきたい」「実習生を受け入れることで施設側も勉強になる」「施設側も職員の資質の向上を目指して頑張っていきたい」など、実習指導の在り方や介護現場をもっと魅力あるものにしていきたいという思いや養成校と協力して介護人材・後進の育成に努めたいという思いを聞くことができた。前にも述べたように、本学専攻科では年4回(225時間)の実習を行っている。また、1年課程であるため入学して間もない時期から実習開始となるが、学生たちは実習での失敗や困難を乗り越え、成功体験を糧に自信を高めることで、実習を経るごとに知識・技術面だけでなく、社会人としてのマナーや自身の考えを持てるようになるなど、大きく成長していく姿が見られる。そのためにも、養成施設の教員と実習施設の指導者との連携が重要であり、一貫した礼節教育と介護の専門職を育てるという共通の認識のもとに指導にあたることが重要である。

おわりに

多様化する社会のニーズに応じていくうえで、介護福祉士の専門職としての倫理観、人間性を養うべく継続して介護福祉教育に課題をもって取り組み、専門性の構築を追求していくことが大切であると考えられる。

【引用文献】

- 1) 内閣府「高齢化の推移と将来推計」
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/zenbun/s1_1_1.html (2017. 1. 10)
- 2) 厚生労働省 社会・援護局「第1回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成26年10月27日)」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000062879.pdf (2017. 1. 10)
- 3) 花畑明美「介護を支える地域のあり方」『介護福祉学事典』ミネルヴァ書房, p. 458, 2014.
- 4) 厚生労働省「地域包括ケアシステム」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/ (2017. 1. 31)
- 5) 7) 8) 内閣府「平成24年度 団塊の世代の意識に関する調査結果」(概要版)
<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h24/kenkyu/gaiyo/pdf/kekka.pdf> (2016. 12. 26)
- 6) 公益社団法人日本介護福祉士会「日本介護福祉士会倫理綱領1995年11月17日宣言 前文」
<http://www.jaccw.or.jp/about/rinri.php> (2017. 1. 31)
- 9) 社会福祉振興・試験センター「資格取得ルート図」
<http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html> (2016. 12. 26)
- 10) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会「創立20周年記念誌 介護福祉士養成の歩み」p54, 2012.
- 11) 12) 厚生労働省「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」(2017. 1. 12)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02_0001.pdf
- 13) 経済産業省「社会人基礎力」<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/> (2016. 12. 27)
- 14) 15) 創立70周年記念事業記念誌専門委員会『学校法人宮崎学園創立70周年記念誌 創造と継承教育で拓く未来の夢』p. 3, 2009.

- 16) 17) 青木孝頼『道徳でこころを育てる先生』日本図書文化協会, p. 32 - 33. 1995.
18) 花畑明美・戸敷早苗「介護福祉士養成のあり方についての一考察」『宮崎学園短期大学教育研究第6号』p. 25, 2010.

【参考文献】

- 1) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会「創立20周年記念誌—介護福祉士養成の歩み」2012.
- 2) 介護福祉士養成講座編集委員会編集「新・介護福祉士養成講座4 介護の基本Ⅱ 第3版」中央法規, 2015.
- 3) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会「今後の介護福祉士養成教育と養成施設のあり方について—職業能力に基づく養成教育とより高度な介護福祉士資格の創設」2015.
- 4) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会「今後の介護福祉士養成教育に関する調査研究事業報告書」2016.
- 5) 森 繁樹『介護のちから』中央法規, 2011.
- 6) 花畑明美・戸敷早苗「今後の介護福祉教育の在り方についての一考察」『宮崎学園短期大学教育研究第11号』2015.
- 7) 花畑明美・戸敷早苗「介護福祉士養成施設における使命と人材育成を通じた地域貢献の在り方」『宮崎学園短期大学教育研究第12号』2016.